

平成28年第4回（12月）大磯町議会定例会

議案第52号説明資料

平成28年11月29日

大磯町旧吉田茂邸再建基金条例を廃止する条例

資料

大磯町旧吉田茂邸再建基金条例を廃止する条例について	-----	1
〈参考〉大磯町旧吉田茂邸再建基金条例	-----	2

生涯学習課

大磯町旧吉田茂邸再建基金条例を廃止する条例について

1 制定する条例の概要

旧吉田茂邸の再建工事に係わる事務が完了したため、再建工事等に要する経費の積み立てを目的とした大磯町旧吉田茂邸再建基金を廃止にします。

2 制定する条例の内容

- ① 旧吉田茂邸再建基金を廃止にします。
- ② 旧吉田茂邸再建基金の残余金は、大磯町旧吉田茂邸整備活性化等基金に編入します。

〈参考〉 大磯町旧吉田茂邸再建基金条例

平成 21 年 7 月 1 日大磯町条例第 13 号

(設置の目的)

第 1 条 吉田茂元総理大臣の旧邸宅の再建及び調度品等の調達に要する経費に充てるため、大磯町旧吉田茂邸再建基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 基金の趣旨に沿う寄附金の額
- (2) 前号に掲げるもののほか、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。